

ひたちなか市PTA連絡協議会慶弔規程

第1条 本規程は、慶弔見舞金について定めたものである。

第2条 本規程は、次の場合に適用する。

- (1) 顧問，会長および役員が死亡したとき。
- (2) その他，必要と認めたとき。

第3条 本規程による贈呈内容を次の通りとする。

- (1) 顧問，会長および役員が死亡したときは，香料1万円，および花輪1基または供物を贈るとともに，本会の代表者が会葬し弔意を表す。
- (2) その他の場合，またこの規程に定めない場合はその都度役員会で決定する。

附則 本規程は平成27年5月15日から実施する。